○総務省告示第二百五十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十九日

総務大臣　原口　一博

政党の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党	支部の数	七五一七	七五一八	平成二十二年三月九日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七五一七	七五一八	

○総務省告示第二百五十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十九日

総務大臣　原口　一博

政党の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党	支部の数	七四七四	七四七八	平成二十二年三月九日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七四七四	七四七八	

備考　自由民主党の支部の数は、平成二十二年三月九日に、自由民主党から、政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出（平成二十一年十一月十二日届出）前において支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数がそれぞれ七五一八から七五一七に異動していた旨の届出があり、平成二十二年総務省告示第二百五十号において告示されたことから、平成二十二年総務省告示第八十三号において告示した自由民主党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数からそれぞれ一減少した数となっている。

○総務省告示第二百五十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十九日

総務大臣　原口　一博

政党の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
みんなの党	支部の数	二五	二六	平成二十二年三月十日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二五	二六	

○総務省告示第二百五十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、自由民主党及びみんなの党から訂正の届出があったので、平成二十二年総務省告示第八十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年六月二十九日

総務大臣　原口　一博

五自由民主党の部㈤支部の数中「七、四七九」を「七、四七四」に改め、八みんなの党の部㈤支部の数中「二六」を「二五」に改める。

○総務省告示第二百五十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出及び同法第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、みんなの党から訂正の届出があったので、平成二十一年総務省告示第五百三十三号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）及び平成二十二年総務省告示第八十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年六月二十九日

総務大臣　原口　一博

平成二十一年総務省告示第五百三十三号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の七みんなの党の部㈥会計監査を行うべき者中「川村　寿文　栃木県宇都宮市駅前通り三―一―二　昭和二十二年二月四日」を「石田　正夫　埼玉県坂戸市大字石井二八一五　昭和二十三年七月二十九日」に改め、平成二十二年総務省告示第八十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の八みんなの党の部㈥会計監査を行うべき者中「川村　寿文　栃木県宇都宮市駅前通り三―一―二　昭和二十二年二月四日」を「石田　正夫　埼玉県坂戸市大字石井二八一五　昭和二十三年七月二十九日」に改める。

○総務省告示第二百五十五号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成八年自治省告示第二百二十号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十九日

総務大臣　原口　一博

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十二年六月八日	民主党（みんしゅとう）	代表者の氏名	菅　直人	鳩山由紀夫

○総務省告示第二百五十六号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成八年自治省告示第二百二十一号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十九日

総務大臣　原口　一博

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十二年六月八日	民主党（みんしゅとう）	代表者の氏名	菅　直人	鳩山由紀夫

○法務省・総務省・経済産業省告示第三号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十二年六月十五日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年六月二十九日

総務大臣　原口　一博
法務大臣　千葉　景子
経済産業大臣　直嶋　正行

1　認定認証業務の名称　日本土地家屋調査士会連合会認証サービス
2　認定認証業務を行う者の名称　日本土地家屋調査士会連合会
3　認定認証業務を行う者の住所　東京都千代田区三崎町一丁目2番10号土地家屋調査士会館
4　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）
253B D55D EFA2 2F4E 4390 6AC2 2191 ED3F 00A2 BE79